

おおさか掲示板

編集/大阪市政策企画室 06-6208-7251 FAX 06-6227-9090
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20面積……225.21km² 人口……2,696,643人 世帯数……1,376,423世帯
平成27年7月1日現在(推計)

子育て世帯を応援します

大阪市では、すべての家庭が安心して子育てでき、子どもが笑顔で成長していくよう、今年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、保育の場を増やすとともに、さまざまな子育て支援施策を進めています。

小学校就学前の教育・保育にかかる施設等

- 幼稚園(対象3~5歳) 幼児期の教育を行う施設。
- 保育所(対象0~5歳) 就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。
- 認定こども園(対象0~5歳) 教育と保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設。
- 地域型保育事業(対象0~2歳) 少人数(19人以下)を対象に、きめ細かな保育を行う事業。

これらの施設などを利用するための手続き

幼稚園、認定こども園(保育を必要としない場合)

園に利用申し込み。内定後に園を通じて教育標準時間認定申請。
※新制度に移行していない私立幼稚園については、認定申請は不要です。

保育所、認定こども園(保育を必要とする場合)、地域型保育事業
区役所に保育認定申請および利用申し込み(同時でも可能)。
ただし、区によっては保育所等を通じて手続きいただく場合もあり。



問い合わせ

- 幼稚園に関すること
こども青少年局保育企画課(幼稚園企画)
6208-8085 FAX 6202-6963
- 保育所・認定こども園・地域型保育事業に関すること
こども青少年局保育企画課(支給認定)
6208-8037 FAX 6202-6963



来年度の幼稚園児を募集します

対象 3歳児~5歳児(平成22年4月2日~平成25年4月1日生まれ)

市立幼稚園では、3歳児募集は一部の園で行います。また私立幼稚園・認定こども園では、平成28年度中に満3歳となる幼児(平成25年4月2日~平成26年4月1日生まれ)の募集も一部の園で行います。

期間 市立幼稚園 願書交付 10月1日~10月9日(受け付け 10月15日まで)

私立幼稚園 願書交付 9月1日以降(受け付け 10月1日以降)

認定こども園(保育を必要としない場合) 各園にお問い合わせください。

場所 各幼稚園、認定こども園(保育を必要としない場合)

問い合わせ こども青少年局保育企画課(幼稚園企画) 6208-8085 FAX 6202-6963

※市立幼稚園の民営化の検討状況については、ホームページをご覧ください。

※保育所、認定こども園(保育を必要とする場合)、地域型保育事業の利用募集については、それぞれの区で行っていますので、区情報掲載面をご覧ください。

子育て もしものときは…

こども医療費助成 変更します

15歳(中学校修了)までの子どもが病院などで受診した場合、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部などを助成。平成27年11月診療分から、保護者の所得制限額を児童手当と同額まで緩和するとともに、12歳(小学校修了)までの所得制限をなくします。

また、これにあわせて、入院した際の食事療養費の自己負担に対する助成は、平成27年10月診療分をもって廃止します。

問い合わせ こども青少年局こども家庭課(医療助成) 6208-7971 FAX 6202-4156

病児・病後児保育

子どもが病気または病気の回復期で保育所などに通えず、家庭での保育も困難な場合に、回復するまでの数日間、実施施設(保育所・医療機関など)またはご自宅で保育します。対象年齢は施設により異なります。(ご自宅で保育する「訪問型病児保育モデル事業」は現在9区で実施しています)

子どものショートステイ・一時預かり

保護者の病気や仕事などで保育困難な場合、小学校入学前の子どもを一時的に、宿泊を伴う形で(乳児院など)、または昼間(保育所など)に預かります。

問い合わせ こども青少年局管理課(子育て支援) 6208-8111 FAX 6202-6963

その他の支援事業

妊婦健康診査

安心して出産できるよう、国が示す標準検査項目のすべてについて自己負担なく妊婦健康診査を受診していただけます。受診手帳をお渡しますので、妊娠が判明すればお住まいの区の保健福祉センターへお越しください。

問い合わせ こども青少年局管理課(母子保健) 6208-9966 FAX 6202-6963



アレルギー対応等栄養士配置

給食における食物アレルギー対応や栄養管理の取り組みをさらに進めるため、民間保育所と認定こども園に、今年4月以降の配置基準を超える栄養士の雇用にかかる経費を助成しています。

問い合わせ こども青少年局保育企画課 6208-8031 FAX 6202-6963

※これらの事業の他にもさまざまな子育て支援施策を進めています。今後実施する施策についても随時お知らせしていきます。

マイナンバー制度 よくある質問と答え



マイナンバー制度は、住民票を有するすべての方(外国籍の方を含む)に、1人に1つずつお渡しする12桁の番号を使って、社会保障や税などの行政手続を行う国の制度です。今月はマイナンバー制度についてのよくある質問にお答えします。

問い合わせ 総務局IT統括課 6543-7118 FAX 6543-7130

Q1. 個人情報の管理はどうなっているの?

- A. 社会保障や税などの個人情報は、今までどおり各機関で管理します。また、行政機関などがマイナンバーを使った届け出を受け付ける際には、厳格な本人確認を義務付けられており、なりすまし防止などの安全策が講じられています。

Q2. マイナンバーの取り扱いで気を付けるべきことは?

- A. 生涯にわたって利用する番号です。社会保障や税などの行政手続や勤務先への届け出などで提示する以外は、むやみに他人に教えることのないよう、たいせつに管理してください。

Q3. 引っ越しをする場合、どうしたらいいの?

- A. 「通知カード」が届く前に引っ越しして住民登録届を出された場合、転居先住所にカードを送付します。カード受け取り後に引っ越しした場合には、転居先の市区町村でカードの記載内容変更の届け出をしてください。

Q4. 手元に届く「通知カード」は身分証明書として利用できるの?

- A. 顔写真が入っていないため、一般的には利用できません。顔写真入り身分証明書が必要な方は「個人番号カード」の交付を申請してください。

「住民基本台帳カード」について

新規発行は平成27年12月28日までですが、お手持ちのカードは有効期限まで利用可能です。また、このカードを利用した電子証明書の更新は平成27年12月22日までですので、必要な方はそれまでに手続きをお願いします。

やむを得ない理由(東日本大震災による被災、DV等被害、長期間入院など)により住民票の住所地で「通知カード」を受け取ることができない方へ

居所情報登録申請書を平成27年9月25日までに住民票のある市区町村に持参、または送付(必着)してください。申請が認められた方には、登録された居所に「通知カード」が送付されます。

問い合わせ 市民局総務課(住民情報) 6208-7337 FAX 6202-7073

ご不明な点は マイナンバーコールセンターへ

(全国共通ナビダイヤル)※通話料必要

日本語窓口 0570-20-0178

外国語窓口 0570-20-0291

9:30~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)

来月号では、「通知カードを受け取ったら」について掲載します。